

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	近代フランスの共有地の歴史
Author(s)	VIVIER, Nadine
Citation	史学研究 , 303 : 104 - 122
Issue Date	2019-07-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055659
Right	
Relation	



近代フランスの共有地の歴史

ナデイーヌ・ヴィヴィエ

榎原 茂訳

《解題》

まず、著者ナデイーヌ・ヴィヴィエの紹介からはじめたい。ヴィヴィエはメーヌ大学（ノルマンディ地方ルマン市）で長らく歴史学の研究教育歴を重ねたあと、現在はフランス農業アカデミーの副会長を務めている。フィリップ・ヴィジエ門下で研鑽を積み、フランス南東部のリアンソネ地方の農村社会史研究で、一九八七年に第三課程博士号を取得している。とくに近代の共有地や土地台帳の研究の第一人者であり、農村社会に対する国家干渉、歴史遺産に関する業績も多い。近年は、これらのテーマに関する国際共同研究の代表者としても活躍し、数冊の論集を出版している。本論文も、共同研究の成果の一つである『自由主義の攻勢を受けた集団的所有地（一七五〇～一九一四）…西欧とラテンアメリカ』^①〔二〇〇三〕に収められている。

彼女は、その主著といえる『集団的所有地とコミュニケーションの

アイデンティティ…フランスの共有地（一七五〇～一九一四）』^②〔一九九八〕において、旧体制後期から第一次世界大戦前までの長期にわたる農村の共有地の歴史を説明している。同書で明らかにされたように、一八世紀の統治者や専門家によって形づくられた共有地観は、その後さまざまにも引き取られることになる。すなわち共有地は、一方で重農主義者や農学者たちにとって、農業の発展を阻んでいる荒地であり、できるだけ個人の耕作する生産性の高い土地に切り替えられなければならないかった。他方で王国の行政官たちの間では、共有地は、貧民がわずかな家畜を放牧したり、薪炭を採集したりできる重要な資源であり、彼らの利益権も含め、保護されるべきという見方も有力だった。農業の発展、ひいては国富の増大にとっての障碍なのか、社会の安寧に

とって欠くべからざる資源なのか。

一九世紀には、森林資源の保護育成や防災（水害予防）の観点から共有地政策がおこなわれもするが、上述の共有地観は、エリートのあいだで根強く抱かれつづけた。前掲書に「緒言」を寄せたアラン・コルバンも指摘しているとおり、ヴィエイエは、むしろこうした固定観念から意識的に距離をとりつつ、史料の渉獵を重ねた。その結果浮かび上がってきたのは「モザイク」の空間であり、いかなる一般化にも適合することのない共有地の実態であった。それが消滅する地域も含め、共有地は村々（コミュニティ）のアイデンティティと不可分の存在だったのである。

ところで、アジア太平洋戦争後の日本において、古典的な「市民革命（ブルジョワ革命）」としてフランス革命が参照された時期に、少なからぬ歴史家が共有地の歴史に関心を向けた。当時わが国の革命史研究を主導した高橋幸八郎によって、「農民革命」こそが封建的土地所有を解体し、「自由な農民層」「小商品生産者」を創出したとされ、革命の中核に位置づけられた。そして共同体的諸権利や「共同地」（以下、「共有地」の表記に統一）の消滅は、農民解放、国有地財産の売却とならぶ、「革命の土地改革」の主要な要素とされていた³。この農民革命の解釈をめぐる論争にかかわって、共有地の歴史も直接的、間接的に取り上げられた⁴。その後、世界システム論の登場などによる一国的な革命解釈の見直しや、修正主義や政治文化史の台頭による社会経済史的関心の低下にともな

い、革命期とその前後の共有地の歴史はほとんど顧みられなくなっていく⁵。

しかしながら前世紀末ごろから、共有地には新たな関心が寄せられるようになった。つまり、地球環境・資源問題が深刻化し、経済成長の限界も語られつつある現代、換言すれば、持続可能な社会への転換が求められる時代において、コモンス（commons）、すなわち共有される自然資源やその共同の利用や保護の重要性が再認識されるようになってきた。そして、経済学や社会学など社会科学諸分野においてコモンス論が盛んになっている。歴史的にみれば、コモンスは共有地と同義でもあったのであり、現在は、その消滅の展望ではなく、持続性こそが着目されるようになったといえよう。日本でも、入会の慣習・権利の歴史と現状が見直されつつある⁶。

ヴィエイエによれば、一八七七年の時点で、フランスの市町村は四二〇万ヘクタールの林野を所有していたとされる（一〇五頁、参照）⁷が、その後も今日まで共有地は維持されつつづけている。記者（横原）の関心は、二〇世紀における共有地の実態にあるが、本論文は、その前史をpushしておくために有益であった。上述のようなわが国における研究史上のブランクを些かなりとも埋め、新たな関心に応えるために、著者の承諾を得た上で、ここに訳出することにした次第である。

註(1) Nadine Vivier. « Les biens communaux en France » in

Marie-Danielle Demélas et N. Vivier. *Les Propriétés collectives face aux attaques libérales (1750-1914) : Europe occidentale et Amérique latine*. Presses Universitaires de Rennes, 2003. なお、著者の了承の下、日本の読者に内容がわかりやすいよう原題に言葉を補った。

(2) Nadine Vivier. *Propriété collective et identité communale. Les Biens communaux en France 1750-1914*. Publications de la Sorbonne, 1998.

(3) 高橋幸八郎『市民革命の構造』(増補版) 御茶の水書房、一九五〇年、二二頁。同『近代社会成立史論：歐洲經濟史研究』(新装版) 御茶の水書房、一九五三年、七、一七八頁。

(4) 主な論者として、高橋の他、河野健二、柴田三千雄、遅塚忠躬、服部春彦が挙げられる。

(5) ただし、革命期以降の共有地の歴史を視野に入れた研究として、湯浅と小田中の研究は貴重である。湯浅赳男『フランス土地近代化論』木鐸社、一九八一年。小田中直樹『フランス近代社会 1814～1852:秩序と統治』木鐸社、一九九五年。また最新の研究として、伊丹一浩が一九世紀後半のオート＝ザルプ県における山岳地の復元・保全事業と共有地での放牧慣行との緊張関係について論じている。伊丹「19世紀フランス南部山岳地オート＝ザルプ県における物質循環の回復と生活型農業の衰萎」『農業史研究』第五二号、二〇一七年、及び「山岳地の復元・保全と地域資源としての牧野の具体性剥奪—19世紀フランス・オート＝ザルプ県を対象に—」、『歴史と経済』第二三五号、二〇一七年。

(6) 日本におけるコモンズ論の最近の動向については以下を参照。待鳥聡史・宇野重規編『社会のなかのコモンズ：公共性

を越えて』白水社、二〇一九年。広井良典・小林正弥編『コミュニティ：公共性・コモンズ・コミュニティアニズム』勁草書房、二〇一〇年。

(7) ブルジョルによれば、一九八九年に約五二〇万ヘクタールの林野がコミュニティによって所有されている。この間の増加は、アルザス・ロレーヌ地方の再併合のほか、主として共有林の拡大によるものとす。Maurice Bourjol. *Les Biens communaux* LGD], 1989, pp. 7, 149, 150 et 409.

(横原 茂)

フランスにおいて共有地の問題は、すくなくとも一七五〇年代から一八七〇年代まで、一世紀以上にわたって、農村、政治世界、そして経済学の理論家たちのあいだで紛争の種となった。当時「共有地 (communaux biens communaux)」は、広い意味で共同利益の諸慣行 (usages collectifs) と同義に理解されていた。たとえば住民たちは、慣行のうちの一つをゆくゆくどうするか検討するよう求められる度に、慣行全般を引くくめて考えがちだった。彼らには、全ての共同利益が脅かされているとわかっていったのだ。集団的に所有されていた土地での放牧も、収穫のおわった私有地での共同放牧も一括りにされていた。議員たち自身も、議論の際にしばしば混同している。そして史料が、共有地と共同放牧を関連づけ、ませこぜにし、混同しているので、歴史家たちも同じような傾向にあった。法制史家をのぞけば、である。というのもフランスでは、政府関係者や立法者らは一八世紀以来、集団的所有地と——私有地や国有地に対して行使される——用益権を厳密に区別していたからである。そこでわれわれは、フランスにおける共有地を正確に定義するために彼らのテキストを跡づけてみたい。

一、共有地の捉え方

複雑な法的規定

フランス革命以後、集団的所有地が誰のものかを知るの

比較的容易になるが、旧体制期には非常に複雑な問題である。それらは住民共同体の所有地で、大抵は一つの教区のなかにまとまっている。ただし、共同体がその所有を証明する証書をもっていることはほとんどなかったので、困難な事態が生じる。つまり、一方の共同体と、他方の領主たちとのあいだで、度重なる紛争や際限のない訴訟が生じる。前者は、起源のわからないほど古くから自分たちの土地だったと主張し、後者は、その土地が自らの上級所有権の下にあり、住民には慣習的権利 (droits d'usage) (以下、慣習権) を譲渡したただけであると言ひ張る。封建法において領主は、住民に譲渡した土地に対する上級所有権を有している。そのことによって彼らは、年貢の徴収や共有地への家畜の放牧などの特権も付与される。領民の方は保有権、共有地に対する用益権 (droit de jouissance) を有するのである。

この共有地の起源の問題は、一七、一八世紀に盛んに議論される。法律家らによって、二つの対立する説が唱えられる。ローマ法や古来の慣習を研究してきた法学者 (jurisconsultes) にとって、共有地は住民の自然で本源的な所有地である。封建的権利を分析する封建法学者 (feudistes) とって、共有地は領主の所有物であり、慣習権は譲渡されたものである。この二番目の理論が王権によっても採用され、三分の一取得権 (droit de triage) の根拠として使われた。それによると、領主は、共有地の三分の一を、あらゆる用益権から解放された全き所有地として要求できる。そして、残りの三分の二の方

は住民の所有地となる。この三分割は封建法に基づいており、とりわけパリやブルターニュでは慣習としておこなわれていた。歴代の国王は、この考え方を他の地方にも適用しようとした。望んだが、東部や南仏では、古法によって領主に何らかの特別な権利は認められていない。共同体は、共同で利用している土地の全き所有者であると自認していた。したがって、法的な規定は地方によってさまざまで、非常に複雑である。領主や住民は、法的規定を援用しながら、自分たちの所有権を主張しようとし、法曹が彼らを後押しした。法曹らにとって、それらの係争は尽きせぬ収入源となる。非森林地 (*terres non boisées*) の所有を認知させる訴訟はそう頻繁におこなっても仕方なく、森林をめぐる係争ほど多くはない。森林の放牧は重要であり、私有、国有を問わず、森という森に対して慣習権が行使される。住民たちは、共同体の共有林とほぼ同様に放牧に利用する。故意かどうかは別にせよ、そこから混乱が生まれ、領主の側は共同体の森に対して、住民の側は領主の森に対してしばしば権利を主張しあうことになる。

フランス革命のあいだに法的規定はより単純になり、一律になる。(「一七八九年八月に原則的に廃止された」封建的権利は一七九〇年三月一五日に「改めて個別具体的に」廃止される。領主が空閑地 (*terres vaines et vagues*) を占有する権利も一七九一年四月一三日に廃止される。一七九一年八月二八日の法令は、「共同体が所有していたことを証明できない空閑地や荒地は共同体のものと見なされる」と表明する。

つづいて一八〇四年の民法典は、共有地を「単一、もしくは複数のコミュニティの住民がその土地や生産物に対する既得権を有する財産」と定義する。「住民」と「コミュニティ」の二つの用語、つまりは人と基礎的な行政区・制度とが等しく強調されている。第一帝政になると、法解釈において法人としてのコミュニティの所有という観念が優先される。

かくして共有地の法的規定は明快になったようである。土地台帳の作成が命じられたことにも後押しされる。一八〇七年から一八四〇年のあいだに、王国(フランス)の全ての土地の記載と所有者の法的確定が終えられる。このことによつて、全国を俯瞰する正確な統計が可能になる。一八四六年の統計の信頼性はなかなかのものである(図1を参照)。

しかしながら、たとえ係争は次第に減少したとはいえ、とくに小集落やコミュニティの地区 (*sections*) の土地に関してはなおも曖昧なところがあり、ブルターニュの特殊ケースも残されている。ブルターニュの「共有地 (*communs*)」は、一七九二年八月二八日の法律によって特別扱いを認められていた。

旧ブルターニュ州を構成する五県では、この日まで、貸しされたり、譲渡されたり、貸し出されたりしていない。現在の空閑地は、コミュニティ、あるいは村住民、あるいは現在共用する権利を有している元領民のいずれかによつて、独占的に所有される。

旧体制下のブルターニュにおいて、領主は全ての空閑地の所

有権を有していた。地方監察官の一七三二年の見積もりによれば、空闲地は同地方の四三%を占めていた。領主は、領民に「共用する」権利を認めていた。つまり領主の封土に土地を保有する住民だけが、有料の権利として、相続地の大きさに比例して、放牧地に家畜を放つ権利をもっていた。領主は、一七五〇年代以降、開墾し、耕作する権利も認めた。賃貸料、あるいは年貢の支払いと引き替えに、一部を譲渡し、半永久的な土地賃貸借契約を結んだ^④。ブルターニュ地方では、これらの土地を耕作する必要が強く感じられており、年来の懸案とされていた。このような事情があったので、一七九二年の法律では共有地の分割を容易にする特別扱いが認められた。ところがそれは、逆の結果を招いた。コミュニティであれ、村の住民であれ、元領民であれ、だれが所有権を有しているかを決めるのは簡単でなく、費用のかかる司法の介入に頼らなくてはならない。したがって、ブルターニュ地方の「共有地」はコミュニティの所有地としては帳簿に記載されず、一八四六年の地図（図1）に表されていない。一八五〇年一月六日法によって権利者を明確にする手続きが簡略化されたのを機にようやく、一八五〇年代から八〇年代までにこれらの土地は徐々に分割されたのである^⑤。

もう一つ、小集落 (hameaux) やコミュニティの地区セクションに属する財産の問題もある。地区は、王国行政がコミュニティの数を減らすために合併を進めようとした一八三〇年代以降に増加する。一八三七年七月一八日の法律はそれらに法的地位を認

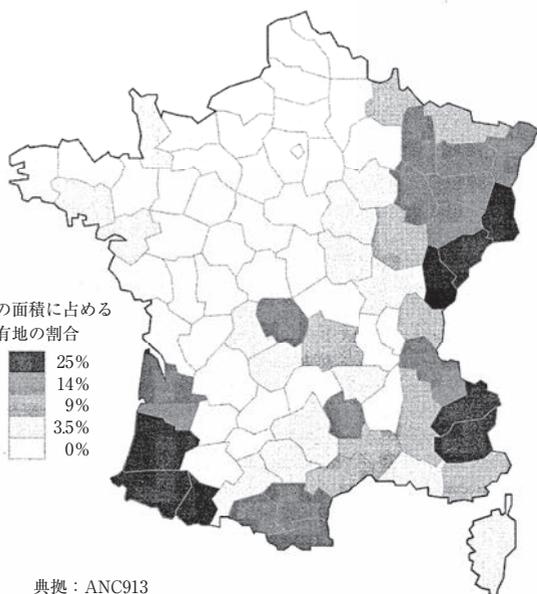


図1 1846年における共有地の面積

めた。このコミュニティの下位区分はそれ自体の所有権を有するが、個別の予算はもっておらず、このことが経営上の問題を生じさせる。地区は、自分たちの資源を使いながら、応分の割合を超えてまでコミュニティの予算に拠出しようとは思わないからである^⑥。

これら諸々の不正確さを考慮してもなお、さまざまな地図がコミュニティの所有地の大きさや性格、また全国における分布について、十分信頼できる情報を提供してくれる。たしか

に、地形や土質の影響は大きい。北フランスの平野部において耕作されている土地が幾らかあるにしても、主要部分は、北東部の森林、南西部の荒蕪地 (landes et bruyères)、ピレネ、アルプス、ジュラ地方の放牧地や山岳地から成っている。

用益権

フランスでは、共有地を管理するのは住民共同体であり、旧体制下では村の集会で事が決められた。一九世紀に入ると、県知事の監督下で、コミューン議会 (conseil municipal) 「本稿では農村が前提となるので、以下「村会」の訳を当てる」が規則を決める。村会は、経営方法 (共同の放牧や賃貸) を選択し、牧童を募集し、報酬を払う。村会は、森林管理人の報酬も支払わなければならない。ところが一八二七年に森林法が成立すると、彼らはコミューン共有林の管理から完全に切り離される。以後、共有林は河川森林庁 (Eaux et Forêts) の監督下に置かれたからである。したがってフランスでは、たとえばオランダのマルケン (Marken) 「権利者の総会」のような、共有地を運営する特別な機関はみられない。一九世紀には、共有地の資源を利用する権利は、全ての住民にとって法的に同一のものとなる。この明白な原則にもかかわらず、伝統の重みはなくなる。旧体制下では、慣習法が利用者を規定しており、文書が何も語らない場合には、住民集会在それを決めた。そこで、教区ごとに多様な実態が見られた。したがって、以下の地理的な分布は、概略的でし

がなく、それぞれの地方のおおその傾向を示すものではない。

フランス北部の諸地方 (アルトワ、カンブレジ、フランドル、エノー、ピカルデー) だけが全ての住民に平等な権利をあたえていた。これらの地方では、共有地は全ての住民の所有地とみなされており、彼らは規則にしたがい、家畜を放牧し、薪や泥炭を採取することができる。

ブルターニュ、ノルマンディから、オーヴェルニュ、プロヴァンスにいたる国土の大半において、共有地の慣行は、土地所有者だけか、あるいは彼らと契約する定期小作農を含め、占有される土地の広さに応じて割り当てられている。オーヴェルニュ地方では、「藁と干し草 (pailles et foin)」の規則によって、コミューンに居住し、冬のあいだ家畜を養うために藁や干し草を刈りとる者のみが用益権を有することが規定されている。したがって放牧地では、冬ごもりさせる家畜の数だけしか放牧できない。この制度は、アルザスやベアルンではより限定的である。「共有地を利用するには」、「土地所有者かつ住民であるだけでなく、隣人の権利 (droit de voisinage) も有してはならない。隣人とは、家屋の相続者であるか、もしくは数年の居住を経て共同体に受け入れられ、生活の資も備えている人物である。

国土のもう半分においては、用益権は、慣習ではなく、村民集会によって決められている。私有地の大きさに比例して用益権が認められている例がもっとも多いようで、その場合

も、各世帯に二頭の家畜の放牧は無償で許可されている。

行政の側では、一七五〇～一七六〇年代以降、村に居住する各世帯に平等な権利を認めさせようとするが、この原則が慣習に反しているところでは、土地所有者たちの抵抗に遭う。フランス革命期には、諸議会でいくつか矛盾する法案が審議されたあと、一七九三年六月一〇日の法律が権利の平等の原則を課している。この原則は、一九世紀の規則全般に影響をあたえ、とくに薪（コミュニティの森で採取されるたき木）の配分について適用されている。

二、法律制定とその結果

一七五〇～一七八〇年代の期間は、集団的所有地と、その経営や存在そのものについて検討が重ねられた時代である。それは三つの時期に区分される。

一七五〇～一七八〇年代…

王国の行政が利益の分割を奨励する

一八世紀半ばまで、集団的所有地は、その一部を手に入れようとする周辺の住民や、その起源を調べ、関係者の係争を裁定しようとした法律家たちの関心を集める。一七五〇年代以降、啓蒙主義者や農学者の考察において主に農業が関心の的になる。それがあらゆる富の源泉とみなされたからである。他のあらゆる産業の発展、したがって国民の福利が、農業の

繁栄にかかっている。そのためには、農業をより生産的にしなくてはならず、できるだけ多くの土地を耕作し、飼料作物やとくに穀物を栽培しなくてはならない。イギリスの先学の論説に影響され、農学者たちは共有地の消滅を望む。デシユイ伯爵やラマイヤルディエール子爵の論述において共有地は、放置された、生産性のない無用の土地でしかない。したがって、つぎのようなコンセンサスがある。集団的経営や共同の放牧利用のせいで共有地は有害であり、耕作に供されるべきである。さもなくば、農業の近代化によって障碍になるだろう。しかし、どのような方法によって個人的経営に転換するのか。

これらの議論に対しては、一七五九年から一七六三年まで財務総監、一七八〇年までは農業担当の大臣を務めたアンリ・レオナルド・ベルタンを中心に、王国行政が関心を寄せている。地方監察官によるフランス諸地方の調査や、諸外国とくにバイエルンやイギリスの調査に依拠しながら、共同放牧と並んで、共有地の利用についても検討がはじめられる。一七六〇年代、政府は農業生産力を向上させるために、ヨーロッパの他の国々同様に、私有地の囲い込みを奨励する一方で、共有地を耕作させるために利益の分割を薦めるという独自の政策を採る。住民共同体が所有権を維持しながらも、土地が均等な区画に分割され、村に住む世帯ごとに一区画があてがわれる。

二つの理由により、ベルタンはこの施策を選ぶことになっ

た。一つは、継続性を尊重したからである。少なくとも二世紀来、国家は共有地を領主の攻撃から守ろうとしてきた。王国は、村々の支払い能力や国への納税を保証する不動産所有が維持されることを重視する。このことは無論政治的な配慮に結びついている。行政は、財政的な困窮によって、共同体が領主の意のままになることをおそれ、領主権力を抑制しようとする。ベルタンが集団的所有地を保護しようとした第二の理由は、イギリスモデルの分析である。彼は、土地の囲い込みと共有地放牧の消滅がもっとも貧しい人びとを都市に追いやることを怖れる。そして、人びとを農村に留める方が望ましく、小規模の耕作地はその良い手段であると考える。それ故、貧民に有利な区画分割の平等性、そして彼らが売却できないようにするために用益のみの分割を選んでいく。

一七六九年から一七八〇年には、それぞれの地方ごとに、王令によって共有地用益の分割が許可されている。それらは、囲込み王令と並行して発布されている。後者は、一七六七年三月から一七七一年五月まで発せられ、土地所有者が共同放牧から農地を守るように囲い込むことを許可している。つぎの諸州に対して計一四ほど発布されており、ほかにフランシユルコンテ、シャンパーニュ、ルーションも加えられる。

▼一七六九年六月、トゥロワ^①ゼヴェエシエに対する王令…
相続され、譲渡不可の、平等な部分への分割。全ての領主は三分の一を取得する権利を有する。この最初の例のあと、全ての王令は、三分の一取得権を認めている。

▼一七七一年六月、ロレーヌ及びバール両公領に対する王令…しかし、ナンシーの最高法院が登録を拒否。

▼一七七一年一〇月、オーシュ／ポー総徴税区に対する王令

▼一七七四年一月、ブルゴーニュ、マコネ、オセーロワ（オセール）、ジエクス地方に対する諸王令…租税を納める全世帯による平等な分割。ピュジエに対する王令…全ての世帯による平等な分割。

▼一七七四年四月、アルザスの共同体間での分割に関する王令。

▼一七七七年三月、フランドルに対する王令…世帯間での平等な、終身の区画地への強制的分割。

▼一七七九年二月、アルトワに対する王令…相続され、譲渡不可の区画地への分割。

▼一七八一年三月、カンブレジに対する王令…世帯間での平等な、終身の区画地への分割。

これらの王令リストと内容から、困難さが見えてくる。王令行政は、統一的な法制度を敷くに到らない。世帯間の平等の原則は地方の慣習の大半と食い違っており、ブルターニュやオーヴェルニュのように検討が始められるや否や、あるいはロレーヌのように登録に際して、多くの計画が頓挫している。ブルゴーニュに対しては、王政は原則を緩め、共有地が租税を支払う世帯主の間で分割されることを認めた。つまり、貧民は排除されている。そこに、緊張関係は明白である。

王政は、富裕者の利益になる売却や分割は避けようとは決めた。この方策は、経済的観点からして効率よい解決法であるが、コミュニティの所有地の維持や貧民に地片をあたえて救済しようとする意図とは相容れない。王政の選択が、経済的、社会的観点からして成算があつたかどうか証明するものは何もない。しかし同時に、政府は土地所有者を優遇する慣習や、領主に三分の一の取得を認める封建的権利を尊重しようとしたので、結果的にうまくいかなかった。王令は矛盾するイスタレストを刺戟して、対立を惹き起こす。三分の一取得権に引きつけられる貴族の利害。土地の区画に引きつけられながら、次第に封建的権利、とりわけ三分の一取得権を堪えがたく感じるようになっていく小農民。そしてより多くの税金を払い、共有地の主要な利用者でありながら、人並みの取り分しか得られず、損をさせられたと感じる富裕な土地所有者。したがって住民集会で、三分の二の多数派が分割に賛成することは稀である。平等な区画地の分割が広く行き渡ったのはフランドル地方ぐらいしかない。ここでは、共有地放牧の恩恵を被っていた富裕な農民たちが憤慨したにもかかわらず、三部会と地方監察官が力を合わせ、共有地分割を強いたのである。農業の進歩、そして結果的に全般的な福利を実現するために、当事者それぞれを満足させようとする意思はあつた。しかしこれらの手段は逆に、社会的な対立を惹起したのである。一七八〇年代の旧体制の危機的状況において、当局はもはや敢えて腫れ物に触ろうとはしない。

革命期・集团的所有地を消滅させること

一七八九年に、共同体の問題が再び取り上げられる。農民たちは、封建的権利の廃止を要求し、領主による横領を非難し、自分たちのものと考える土地を奪取しようとしてみる。さらに、凶作による経済危機があらゆる土地を耕作するよう促す。分割を求める意見が再び前面に出てくる。憲法制定国民議会は分割の原則を好意的に受けとめているようだが、その方法に関してとなると、議論が進まなくなる。最も保守的な議員たちは、土地所有者の独占権を擁護する。彼らは、経済的な効率性に価値をおく重農主義の信奉者の多くによつても支持される。彼らによると、手段（設備や家畜）をもつ者だけが良好な収穫を得ることができる。逆に、社会的プログラムの重視する議員たちは、全員による平等な分割を求める。討議は経済的、社会的な関心にひきずられて紛糾し、一七五〇～一七六〇年代以後の議論と同じ轍を踏むことになる⁽¹⁰⁾。

一七九二年以降になると、法律家が介入してくる。法の近代化という一大作業場において、集团的所有地は奇怪な存在とみなされる。それは消滅すべき運命にある。私的所有と国家の所有のみが存続し得るのである。かくして、集团的所有地の解体に新たな動機が加わる。

一七九二年八月一〇日のパリの反乱が革命をさらに押し進める。議会は王権を停止し、男性の普通選挙権による国民公会の選挙を決め、農民の要求に対処する。一つの法律によつ

て、森林以外の共有地の分割が義務化され（八月一日）、これらの土地に対する封建的権利は完全に廃止される。村会は、「封建勢力の圧力によって奪い取られていた土地を取り返す」よう薦められさえする。村会はいたい、この時間と費用を要する土地取り戻しの試みに着手する。新たな革命的跳躍に乗じながら、一七九三年六月一日の法律によって分割の方法が決められる。分割は任意であり、男女一緒の住民集会で投票者のわずか三分の一の賛成によって決められる。完全な所有が認められた区画地は、性別や年齢を問わず住民の間で平等でなければならなかった。その法律は、経済的な配慮（できるだけ多くの穀物を生産する）、社会的な配慮（貧民に地片をあたえる）、司法的な配慮（区画地を完全な所有地としてあたえること）によって、コミュニティの所有地を廃止する）に一度に込めている。横領されたものと判断した土地を取り戻そうと、コミュニティが闇雲にはじめた訴訟の数が示すとおり、この法律によって生じた混乱は深刻である。分割の準備には長い時間がかかった。条項があまりに複雑すぎたため、この法律は一七九五年に廃止されることになるが、それまでに同法にしたがって分割に到った例はわずかである。しかし多くの分割が、示談によってなされていた。いずれにしても分割の意思は、ローヌ渓谷地方のほか、パリ北方の平野地方と北東部（シャンパーニュ、ロレーヌ）において顕在化した。

分割の原則はこうして広く支持を得るものの、その方式が

検討されるや否や、諍いの種になる。土地所有者や土地をもたない住民のそれぞれが自分に有利になる分割を望んでいる。ある決定がなされると、一部の住民がそれに反対する。土地所有者は、一七九三年六月法を略奪的な農地均分法と呼び、ついには修正させることになる。

一九世紀の間、国家はコミュニティの所有地を保護する

一七九三年の分割法は恐怖政治の状況と関連づけられたので、共有地をめぐる議論は非常に政治的になった。革命期のあと、ナポレオン・ボナパルトが熱狂を鎮め、和解をもたらそうとする。彼はもはや分割を認めず、共和暦一二年ヴァントーズ（一八〇四年二月）法によって、実施済みの分割についても正常化することを決める。わずかでも対立があれば、分割は無効にされ、所有地はコミュニティに戻される。しかしながら、反乱を生じさせぬよう、コミュニティの金庫に借地料を納めることを条件に、地片は耕作している人びとの下に留められる。

一八〇〇年代から一八七〇年代まで、歴代の政府は、柔軟性に多少のちがいはあれ、一八〇四年にボナパルトによって敷かれた路線にしたがうことになる。分割の原則を承認することは論外になる。その政治的な理由は法的な理屈づけによって隠される。共有地の所有権はコミュニティの所有権として規定され、当事者世代と同様、将来の世代にとっての財産（patrimoine）でもある。したがってそれは、維持されなく

てはならず、行政が売却を認めることはむずかしい。この財産はコミューンに収入をもたらさなくてはならない。そこで県知事たちは、村会に対して、共有地を小地片に細分して賃貸し、公募するよう圧力をかける。農業労働者世帯がこれを利用して、村に住み続けることが期待されている¹³⁾。

県知事たちは、旧態依然として賃貸しに消極的な村会について不平を言っている。村会に選出されたメンバーがしばしば共有地から利益を得ようと立ち回ったのはたしかである。

つまり、彼らは数頭の家畜を飼っており、無料の共同放牧地を守ろうとしたのである。しかし知事側には、議員たちの消極的態度が、その後長らく痕跡を残すことになった不愉快な記憶に因るものであることもよくわかっている。一八一三年、ナポレオンが同盟を組んだヨーロッパに対抗するために大陸軍を再建しなくてはならなかったとき、あらゆる財政的な手段を使おうとした。そして一八一三年五月の財政法は、賃貸しされている共有地の売却を決めたのである。代わりにコミューンは国債を受けとったが、わずかな額で、しかも遅れて償還された。一八一三年から一八一五年にかけて、行政当局は見事な働きをみせてこの指令を実施し、コミューンの金庫に収入をもたらしていた全ての土地、借地料を徴収している放牧地さえも売却させようとした。多くの不服申し立てにもかかわらず、売却はかなりの件数に上った。とくに革命期の分割によって生まれた全ての地片は借地料が課されていたが、売却されてしまった。総額九〇〇〇万フランに相当する、

一〇万ヘクタール余りの面積の土地が売られたという仮説を示すことができる。帝政のこの法律は、国家の負債を返済しようとして、補助的資金源を探した復古王政によって、一八一六年まで維持された。このとき以来、いかなる政府も、コミューンから収奪した悪夢の時代をあえて思い起こさせようとはしなかった。史料がなかなか見つからないのは、そのせいである¹⁴⁾。このようにナポレオンは、純粹に政治的理由からコミューンの所有地を維持しようとした一方で、必要とあれば廃止することも辞さなかったことがわかる。

一七五〇年より共有地を生産的にしようとする意図は変わらなかつたが、その方法が変化していた。できるだけ多くの穀物を生産しようとする欲求のあと、一部の土地、とくに山間部の土地については、放牧の方がより収益性が高いとする考えが受け入れられる。それ故、一八四〇年代以降、知事たちが村会に放牧税の新設を要求するのである。

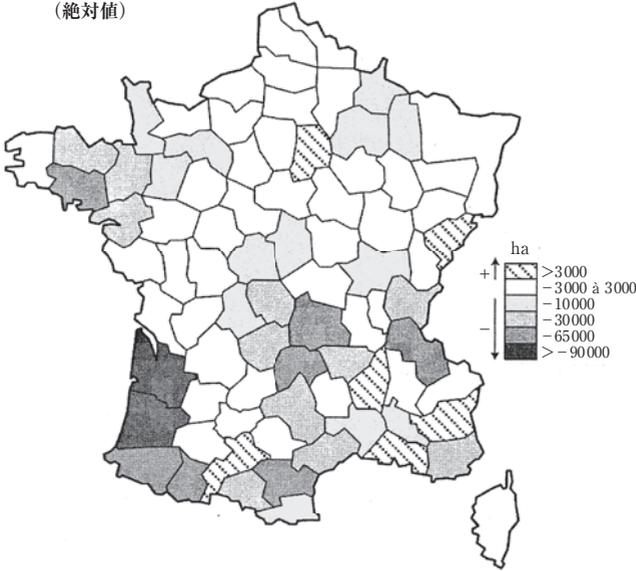
もう一つの主な関心は、コミューンの森林に関するものだった。少なくとも一七世紀末、森林伐採に対する危惧はずつとつづいていた。ルイ一四世はこの問題に対処するために、河川森林庁を設けたが、警告の声は止まなかつた。したがって、コミューン林の分割など思いも寄らぬことで、せいぜいそれらを国家の所有地とすることが考慮されたぐらいであった。相次いだ戦争や反乱のせいでも、さらに革命期には監視されなくなり、森林が荒廃したことから、その後は警戒が一段と強められることになる。第一帝政下で、河川森林庁の人員

が再び整備されていく。住民にとって、また当時発展しつつあった工業にとつての薪や木材の需要に応えるために、森林の状態を改善することが必要になる。これが、一八二七年五月に採択された森林法の目的であり、国有林、コミューン林の全てが河川森林庁の監督下に置かれることになる。人間(果実や薪などの採集)、とくに家畜の放牧に役立つ森林という伝統的な観念に、新しい合理性が取って代わる。森林は、木材を産出することが第一の目的とされ、高木林が理想となる。森林を再建するために、若枝を齧る家畜は排除され、木材の売却も減らされなければならない。その後、森林法の適用は厳格になる。森に放牧される家畜の数はしだいに減らされ、薪の伐採量もわずかになる。山岳地帯の林野に覆われた小郡は、森の放牧が経済システムの基本要素であり、存続が難しくなりつつある。一八三〇年代になるや、ピレネ地方で尖鋭的なたちで現れた住民の窮乏はときとして反乱につながる(娘たちの戦争 (guerre des Demoiselles))。一八四八年の革命の際は、森林地帯の貧困は全般的な様相を呈することに¹⁷⁾なる。一八四〇年代には、浸食による細溝の形成が傾斜地を崩していくという新たな懸念が広まり、森林保護の意思がさらに強められる。一八三六年から一八六〇年にかけて頻繁に生じ、深刻な被害をもたらした破壊的な洪水を避けるには、再造林しなくてはならない。一八四一年に、土木技師のシュレルが流水の被害を防ぐ最良の方法が植物の生育であることを証明し、彼の著書は多くの読者を得る。長い議論を経て、諸々

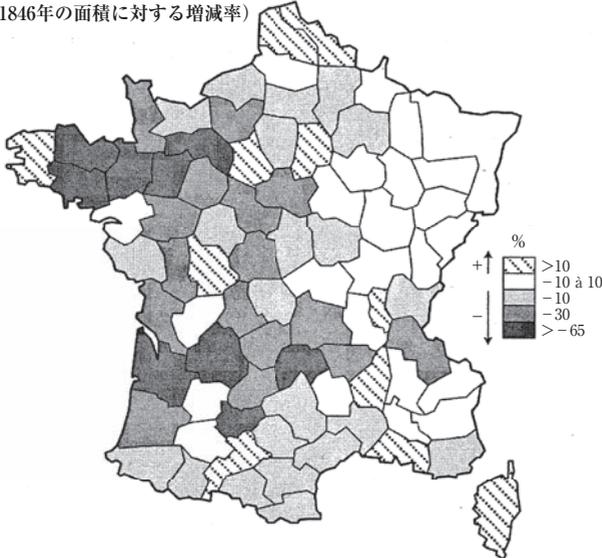
の構想は一八六〇年七月二八日の法律に帰結する。私有地であれコミューンの所有地であれ、山岳地帯の土地への植林を規定したこの法律は、国家に強制力をあたえることによって、地表の回復の問題に新たなアプローチを課している。コミューンは、その地所の造林が義務的であると宣告されると、自ら事業を実施し、国家の補助金を受け取るか、国家に肩代わりさせ、土地の一部譲渡によって費用を返済するかを選ぶことができる。この法律の効果は目覚ましく、共有地に森林の占める割合は、一八五九年の三七%から一八七七年の四七%に増え、面積では絶対値で三〇万四九六八ヘクタールの増加となる¹⁸⁾。

第二帝政は、ガスコーニュやソローニュの荒地地帯にも同様の手法を使つた。それらの土地は、浄化、排水され、耕作されるか植林される。コミューンに対する強制が初めて導入され、公益性の観点から正当化される。つまり、コミューンの財産は、その住民の必要に応えるためではなく、国民全体の福利のために利用されなくてはならないという考えである。経済的、社会的であると同時に、政治的な理由によって、フランスは、コミューンの所有地を維持することを選んだのである。それらの土地は、一八四六年のフランスの国土の約九%を覆っており、この割合は現在もまったく同じである。しかしその背後で、二つの大いに異なるタイプの展開があった(図2)。国の西半分では、共有地は、私有地の所有者にとつ

(絶対値)



(1846年の面積に対する増減率)



典拠：ANC913(1846) & Crisenoy(1877).

図2 共有地面積の変化（1846年～1877年）

て自分たち専用の付属物とみなされていた。コミュニオンは、賃貸しするのを拒み、集団的放牧地が不可欠でなくなると、売却することを選んだ。

逆に東半分では、集団的所有地は多くの場合、個人的に耕作される借地として、あるいは放牧税の徴収によって、賃貸しされた。非常に広大なコミュニオン林と同様、それらの土地

も存続する。一八七七年にコミュニオンは、合計二〇〇万ヘクタールの森林と二二〇万ヘクタールの非森林地を所有している。後者の半分以上は山間の牧草地であり、残りは耕作用の小区画として借地されているか、手の施しようのない不毛地である。

三、研究史の概観と結論

集团的所有地のイメージは、一七五〇年頃から否定的な意味合いを帯びるようになった。それはその後も長らくつづいた。農学者たちは、有害さを示そうと、甚だ悲観的にその姿を描いた。皆さんに管理され、利用されすぎてでこぼこになった放牧地、沼地の広がった大地。一八世紀の末には、酷使された、生産性の低い土地のイメージに、貧民の生存に必要な土地というイメージが加わる。この言説は、王権によって説かれるようになり、革命家たちによって受け継がれることにより、「政治的に正しい言説」になる。この両義的な言説の背後には、対立する二つの見解が隠されている。貧民の擁護者たちは、彼らの資源を実際に守るために、この言説を再々もち出す。他方、共同放牧の主たる受益者であり、それが維持されることを望んでいる土地所有者たちもまた、いかなる変更も避けようとして、この言説を盾にとっている。生産性の低い土地のイメージは、一種の福祉、貧民に施される乏しい生活の糧の観念と結びつき、いっそう強まる。一九世紀の終わりになると、二つのタイプの構想がこの見解をさらに補強する。一方には、共有地を労働者菜園にしようとする保守的な農業擁護論者、差し押さえ不可の家族財産を主張したルミール師や、共有地七〇万区画の終身分割を主張したブルジュエ師など、キリスト教民主主義の代表者がいる。自ら執筆し流布させた著作を通して、彼ら保守主義者たちは、伝統的

な慣行にあくまでも拘ろうとする農民という見方を承認する。それは、進歩的な農業の普及における自分たちの役割を引き立たせようとする彼らの自己イメージにも関わっている。最良の例が、一八九九年にフランス農業者協会がおこなった、共有地の過去・現状・将来に関する懸賞論文の募集である。五本の応募作のなかから「最優秀に」選ばれたのは、ロジェ・グラフィンの論文である。それは、住民たちの共有地への愛着を最も雄弁に論述し、共有地の生産的な価値よりも社会的な役割を考慮するよう提言している。たしかにその著作は大変明快で、資料的にも入念に裏づけられているとはいえ、他の論文も遜色はない。しかし、グラフィンほど伝統を強調せず、一部は分割を薦めるものもあったのである。

社会主義者たちもまた、小農との連携を求めながら、コミュニティの所有地を再評価している。一八九二年のマルセイユ大会に際してジュール・ゲードによってまとめられた農業綱領は、コミュニティの所有地の維持、さらには拡大すら予想している（第三条）。この条項は、そのままSECO（後のフランス社会党）によって採用された。エミール・ヴァンデルヴェルドもまた、その社会的有用性を主張している。「共有地が維持されるかぎり、農村の貧しい人びとは村落共同体から恩恵を被っており、絶対的な窮乏に陥ることはない。」¹⁹もつとも社会主義者は、この問題で意見が一致していたわけではなく、大半はむしろいかなる積極的な面も認めず、共有地を非難する傾向にあった。

二〇世紀への転換期には、共有地に関する歴史研究が相次いで著される。法学の博士論文や、アンリ・セー、フィリップ・サニヤックの研究のように文書館の史料に基づく初期の歴史研究である。²⁰ ジョルジュ・ブルジャンは、『一七九三年六月一〇日法の準備関係史料』をまとめ、出版する。²¹ 二〇世紀前半に共有地を論じた幾つかの研究は二つの論点を提示している。一つは、法律家らの旧来の研究路線を引き継ぐ集団的所有地の起源に関するそれであり、封建制や領主権力、土地に対する領主権に関する考察のなかにうまく収ま²²っている。

少し後に生まれた研究史上の第二の論点は経済的なものである。それは、共有地を農業の近代化に関する考察のなかに組み込み、二つの方面で展開されている。一方は、フランス農業の進化とイギリスのそれとの比較にかかわっている。フランス的システムの遅れを判定する歴史家たちにとつて、イギリスモデルには一日の長があり、共有地の存続は旧套墨守の印とされる。近年議論が再開されており、フランス的な遅れの代わりに、発展の様式が異なっていたとする見方が提唱されている。経済に関するもう一つの側面は、フランス革命の解釈にかかわっている。フランス革命は土地を再配分し、集団的権利を削減しようとした。選ばれた代表（「国会議員」）たちの考えはどうだったのか。農民たちの態度はどうだったのか。このテーマに関しては、研究の蓄積は膨大である。ま

ずもつて、G・ブルジャン（一九〇八）やJ・ジョレス（一九〇一〜一九〇四）の業績が際立っている。そして二人とも、革命期において分割を求める農民の声の多さを指摘しながらも、一七九三年六月一〇日法のインパクトは弱かったという結論に到っている。ジョレスは、これに理論的な解釈を加え、農民運動はその退行性ゆえに失敗する運命にあるととらえる。ジョルジュ・ルフェーヴルは一九二四年に『ノール県の農民』のなかで、集団的権利を守ることに固執する退行的な農民層のテーマをふたたび取り上げる。この伝統は、アルベール・ソブールにも受け継がれ、一九七一年にロシア語で出版されたアナトーリ・アドの新たな解釈、つまり自律性をもった農民的な道に関する解釈が発表されるまでつづいた。²³

こうして共有地は、それ自体としてはほとんど研究されてこなかったことがわかる——多くのコミュニケーション単位のモノグラフは別として——。論者の見解がはつきりと分かれる包括的な考察において、共有地は二次的な要素だったのである。ここ数年來、こうした経済的領域への封じ込めは打ち破られた。現在、アプローチは拡がってきて、農村共同体がどのように運営されていたのかを見ようとする傾向にある。所有地を維持しようとした共同体の動機は何だったのか。こうして、社会的現実や権力のせめぎ合いが考察されることになる。なぜなら、財産や財政収入をもつコミュニケーション行政当局は、中央行政に対してより大きな重みと自律性をもつからである。よ

り最近になって、新たに二つの方向性が切り拓かれている。
一つは森林の管理に関してであり、もう一つは景観と環境に
関してである⁽¹⁵⁾。

註 ① 本論文は、N・ヴィンヤム (1998) の出版に結実した諸研
究に基づいている。

- (2) Imbert, *Enchiridion ou brief recueil du droit écrit, gardé et observé en France*, Poitiers, 1559; Salvaing Denis de, *De l'usage des feux et autres droits seigneuriaux*, Grenoble, 1668.
- (3) Frémerville Edme de la Poix de, 1760 et Henrion de Pansey, 1789, livre 2, chap. 6.
- (4) Lefevre P., 1907.
- (5) Le Bras J., 1934.
- (6) Crisenoy J. G. de, 1887 et Aucoc L., 1864.
- (7) AN dossiers H 1488 à 1498. Sur l'enquête concernant la vaine pâture, voir l'étude de Bloch M., 1930.
- (8) ヴィンヤム (1999) を参照。
- (9) ヴィンヤム (1998) の五七―六三―八七―九一頁を参照。
- (10) Gerbaux et Schmidt, *Procès-verbaux des comités d'agriculture et de commerce de la Constituante, de la législative et de la Convention*, Paris, 1906, 5 volumes.
- (11) Ado A., 1996, et Vivier N., 1998, chap. 3 et Jones P. M., 1988.
- (12) AN, série F3 II, cartons de chaque département.
- (13) Exemples dans F3 II Somme, Côte d'Or, Loire-Inférieure.
- (14) AN série F4, Vivier N., 1998, p. 198-212.

(15) AN pétitions adressées par les habitants aux députés; C 2256-2261, révoltes des cantons forestiers. BB 18 1460 et réponses à l'enquête parlementaire de 1848, C 943 à 969.

(16) この主題については、ピーター・サリンスが最新の充実した文献目録を提供してくれている。Salins Peter, *Forest Rites: The War of the Demoiselles*, Harvard, 1994.

(17) ヴィンヤム (1998) の二二三頁の騷擾の地図を参照。

(18) Ministère des Finances, Direction générale des forêts, *Compte rendu des travaux de reboisement et de regazonnement des montagnes effectués de 1864 à 1874*, Imprimerie nationale, 1876.

(19) Vandervelde E., 1903, p. 33.

(20) 一八九八年から一九二二年の期間、この主題に関して二三本の法学博士論文が挙げられる。大半の研究は特定の地域を対象にしている。以下も参照。See H., 1923; Sagnac P., 1904.

(21) Bourgin G., 1908.

(22) Bloch M., 1931, See H., 1923.

(23) しかしながら、いくつかの研究はあまりに理論的な分析から距離を置くようになる。ジョゼフ・ゴフは「論考「フランス革命期における遺産相続と農民：大なる誤解」のなかで、農民の態度の曖昧さを指摘している。Joseph Goy, « Transmission successorale et paysannerie pendant la Révolution française: un grand malentendu », *Études Rurales*, 1988, p. 45-56.

(24) Programme Environnement, Vie et Sociétés, séminaire interdisciplinaire sur la gestion des ressources renouvelables et les crises environnementales, UMR LADYSS, 1999-2002. Derex Jean-Michel, « Pour une histoire des zones humides

en France (XVII^e-XIX^e s.) », *Histoires et Sociétés Rurales*, n° 15, 1^{er} semestre 2001, p. 11-36. Pichard Georges, « Endettement communautaire et environnement en Provence, 1640-1730 », *Histoire et Sociétés Rurales*, n° 16, 2^e semestre 2001, p. 81-116.

文獻 | 脚

Ado, Anatoli, 1996, *Paysans en Révolution. Terre, pouvoir et jacquerie, 1789-1794*, Société des études robespierristes.

Aucoc, Léon, 1863, *Des sections de communes et des biens qui leur appartiennent*, Paris.

Bloch, Marc, 1930, « La lutte pour l'individualisme agraire dans la France du XVIII^e siècle », *Annales d'histoire économique et sociale*, juillet 1930, p. 329-383 et octobre 1930, p. 511-556.

Bloch, Marc, 1931, *Les caractères originaux de l'histoire rurale française*, 1^{er} édition.

Bourgin, Georges, 1908, « Les communaux et la Révolution française », *Nonvelle Revue historique de droit français*, p. 690-753.

Bourgin, Georges, 1908, *Documents pour la préparation de la loi du 10 juin 1793*, Paris.

Bourjol, Maurice, 1989, *Les Biens communaux*, Paris, IGDJ.
Crisenoy, Jules Gigault de, 1887, « Statistique des biens communaux et des sections de communes », *Revue générale d'administration*, juillet 1887, p. 257-277.

Essuille, comte d', 1770, *Traité politique et économique des communes*, Paris.

Études rurales, 1988, n° 110-111-112, La Terre: succession et

héritage.

Fréminville, Edme de la Poix de, 1760, *Traité général du gouvernement des biens et affaires des communautés d'habitants*, Paris.

Graffin, Roger, 1889, *Les Biens communaux en France. Étude historique et critique*, Paris.

Henrion, de Pansey, 1833, *Des biens communaux et de la police rurale et forestière*, 3^e édition, Paris.

Henrion, de Pansey, 1789, *Dissertations féodales*, Paris.

Ikni, Guy-Robert, 1995, « La question paysanne dans la Révolution française », *Histoire et Sociétés rurales*, n° 4, p. 177-210.

Jaurès, Jean, 1901-1904, *Histoire socialiste de la Révolution française*, Paris.

Jessenne, Jean-Pierre, 1999, « Paysanneries et communautés villageoises de l'Europe du Nord-Ouest », *Annales historiques de la Révolution française*, n° 315.

Jones, Peter M., 1988, *The Peasantry in the French Revolution*, Cambridge.

Le Bras, Jacques, 1934, *Contribution à l'étude de la situation actuelle des terres vaines et vagues en Bretagne*, thèse de droit, Rennes.

Lefebvre, Georges, 1924, *Paysans du Nord pendant la Révolution française*, Lille.

Lefeuve, Pierre, 1907, *Les communs de Bretagne à la fin de l'Ancien Régime (1667-1789), étude d'histoire du droit*, Rennes.

Mallardière, vicomte de la, 1782, *Le produit et le droit des communes et terres vagues, usages et vaine pâture...*, Paris.

Pichard, Georges, 2001, « Endettement communautaire et

environnement en Provence, 1640-1730 », *Histoire et Sociétés rurales*, n° 16, p. 81-116.

Sagnac, Philippe, 1904, « La division du sol pendant la Révolution et ses conséquences », *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, 1904, p. 457-470.

Sée, Henri, 1923, « Le partage des biens communaux en France à la fin de l'Ancien Régime », *Revue historique de droit français et étranger*, janvier-mars 1923, p. 47-81.

Sée, Henri, 1923, « Le partage des communaux en France », *Revue historique de droit français et étranger*, 1923.

Soboul, Albert, 1976, *Problèmes paysans de la Révolution*, Paris, Maspéro.

Vandervelde, Emile, 1903, « L'exode rural et le retour aux champs », *Revue socialiste*, janvier 1903, p. 23-33.

Vivier, Nadine, 1999, « Vive et vaine pâtures, Usages collectifs et élevage en France, 1600-1800 », *Association des historiens modernistes des universités*, n° 24, Paris.

Vivier, Nadine, 1998, *Propriété collective et identité communale. Les Biens communaux en France de 1750 à 1914*, Publications de la Sorbonne. (同書には詳しく文献案内が載せられてゐる。)

【付記】

筆者(横原)の翻訳の希望に対して快諾いただいたヴィヴィエ氏に、紙面を借りて心よりお礼申し上げます。

本稿(翻訳と解題)は日本学術振興会科研費16K03115による研究成果の一部である。